

添 付 書 類 (9)

宅地建物取引士証の写し

貼 付 欄

宅地建物取引士証の写しを貼ってください。

(注意)

1. 専任の宅地建物取引士についてのみ必要です。専任の宅地建物取引士以外の宅地建物取引士については必要ありません。
2. 専任の宅地建物取引士を2名以上設置している場合、必要数コピーしてください。
3. 現在お持ちの宅地建物取引士証の有効期間が残り少ない場合には(2か月)、「誓約書(年 月 日に宅地建物取引士証の講習を受け、更新した宅地建物取引士証のコピーを後日提出する旨の代表者の証明)」を添付してください。
「誓約書」の様式は、問いません。

添 付 書 類 (10)

代表者の住民票抄本 (原本)

(注意)

1. 代表者の住民票の抄本は、個人申請の場合のみ必要です (申請者が法人の場合は不要)。
(注) 本籍地の記載は不要です。
2. 住民票の抄本は、申請前3か月以内に市区町村長が発行したものに限ります。

身 分 証 明 書 (原本)

及 び

登記されていないことの証明書 (原本) 又は 医師の診断書 (原本)

(注意)

1. 身分証明書 (身元証明書)とは、本籍地の市区町村長が発行する「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者でない」(禁治産者・準禁治産者の宣告の通知を受けていないと表示されている。)及び「破産者に該当しない」という証明です。

登記されていないことの証明書とは、各地方方法務局が発行したもので、「成年被後見人・被保佐人とする記録がない」ことの証明です。(全国の法務局・地方方法務局の本局戸籍課窓口へ申請することができます。)

医師の診断書の内容について

医師の診断書には、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載してください。

(根拠として記載する事項の例)

A 医学的診断

- ・診断名
- ・所見 (現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)
- ・各種検査結果 (認知機能検査等)
- ・短期間内に回復する可能性

B 判断能力についての意見

- ・見当識の障害の有無
- ・他人との意思疎通の障害の有無
- ・理解力・判断力の障害の有無
- ・記憶力の障害の有無

C 参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況)

D その他県が必要と認める事項

2. 全て、申請前3か月以内に発行したものに限りません。

3. この添付書類を必要とする者は、下記のとおりです。

(1) 個人免許申請の場合

①代表者 ②専任の宅地建物取引士 ③政令で定める使用人 (支店長等)

(注意) 上記に該当しない従業者は必要ありません。

(2) 法人免許申請の場合

①代表取締役 ②取締役 ③監査役 ④専任の宅地建物取引士 ⑤政令で定める使用人 (支店長等)

⑥相談役・顧問 ⑦業務を執行する社員 (合名会社の場合) ⑧会計参与

(注意) 上記に該当しない従業者・大株主は必要ありません。

貸借対照表及び損益計算書

(注意)

1. 法人免許申請の場合のみ。申請直前1期の事業年度分を添付してください。
個人免許申請の場合は、必要ありません。
2. 新規免許申請で、法人を設立して未だ第1期の決算が終了していない場合は、下記の様式の貸借対照表を添付してください。

新規設立時の貸借対照表			
(例)			年 月 日現在
	資 産		負債・資本
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	10,000,000円	資本金	10,000,000円
合 計	10,000,000円	合 計	10,000,000円

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

商号
代表者氏名

添 付 書 類 (13)

納 税 証 明 書 (原本)

(注意)

1. 納税証明書とは、申請者の管轄税務署長が証明した（下掲の「納税証明書その1」です。県及び市町村長発行の証明書ではありません。
2. 個人申請の場合は、申請直前1年分の所得税について証明したものです。
法人申請の場合は、申請直前1年分の事業年度における法人税について証明したものです。
3. 個人の新規申請で、申請者が給与所得者であった場合は、直前1年分の源泉徴収票のコピーを添付してください。
4. 法人の新規申請で、新規設立法人の場合は、納税証明書は必要ありません。
5. 税金の未納税額がある場合、税務署と協議した納税計画書（様式は問いません）を添付してください。

(様 式 例)

納 税 証 明 書						
税 務 署 長 殿			年 月 日			
住所 (所在地)						
氏名 (名称)						
証明書の 使用目的	1. 入札参加指名願 2. 登録申請 (更新) 3. 資金借入 4. 保証人 5. その他 (簡記)					
証明書の 請求枚数	枚					
上記の目的に使用するため、税について下記事項の証明を請求します。						
年 度	税額区分	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納 期限等
		申告額	更正・決定後の額			
		円	円	円	円	・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
備 考	上記の「更正・決定後の額」欄に記載額のないものは、今後税務署又は国税局の調査により申告額を減少させ、又は増加させる更正が行われることがあります。		未納税額 (のうち、 円) は、納期限未到来			左の納期限
			税法第 条による延納 (納税の猶予) 中です。			
			未納税額 (のうち、 円) は、振替納税の期日が未到来の分です。			・ ・
第 号						
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日						
税務署長・財務事務官						

納税証明書その1

添 付 書 類 (14)

法人登記事項証明書 (原本)

(注意)

1. 法人申請の場合のみ、添付してください。
2. 法人登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) は、申請前3か月以内に法務局が発行したものに限り
ます。

事務所付近の地図

事務所所在地 (ビル名・マンション名・部屋番号まで記入してください。)

(注意)

1. 事務所付近の地図は、事務所の所在地は記入し、最寄りの駅（JR、バス、地下鉄等）から事務所までの道順を記入してください。途中の目印・目標となる建物等を記入してください。
2. 事務所がビル・マンションの場合、ビル名・マンション名・部屋番号まで記入してください。

添 付 書 類 (16)

事務所の名称 ()

事務所の写真

本店以外に支店・営業所等がある場合、事務所ごとの写真が必要になりますので、必要数コピーしてください。

建物 (マンション・ビル)
全体を写した写真

事務所入口の写真

(ビル・マンションの場合)
事務所入口のドア

添 付 書 類 (16)

事務所の名称 ()

事務所の写真

本店以外に支店・営業所等がある場合、事務所ごとの写真が必要になりますので、必要数コピーしてください。

事務所内部の写真

事務机、電話機等が確認でき、事務所内部全体の分かる写真を添付してください。事務所は、独立性が保たれる必要があり、同一フロアに2社以上の会社が事務所を共用している場合、「平面図」(様式は問いません)とパーティション等の固定した間仕切り・表示等が分かる写真を添付してください。

免許更新の場合、下記の写真を添付してください。

- ・「宅地建物取引業者票」
(注意) 免許証・会員証ではありません。
- ・「報酬額についての建設省告示」
(注意) 印紙手数料・委任報酬ではありません。

※文字が判読できる大きさに写真を撮ってください。

添付書類 (17)

営業保証金供託書等の写し (更新申請のみ)

貼付欄

- ・社員資格証明書 (原本)

(注意)

保証協会に加入している場合に貼付してください。

申請書の内容と社員資格証明書の内容 (商号・名称、代表者氏名、事務所所在地) が異なる場合、保証協会にその旨を届け出る必要があります。

- ・営業保証金供託書の写し

(注意)

保証協会に加入せずに、営業保証金を供託している場合に貼付してください。